

○厚生労働省令第百七十七号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百三十八条第一項において準用する同法第四十五条の二十三第一項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人会計基準を次のように定める。

令和三年十一月十二日

厚生労働大臣 後藤 茂之

社会福祉連携推進法人会計基準

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	会計帳簿（第五条―第八条）
第三章	計算関係書類
第一節	総則（第九条―第十一条）
第二節	貸借対照表（第十二条―第十四条）
第三節	損益計算書（第十五条―第十九条）
第四節	計算書類の注記（第二十条）

第五節 附属明細書（第二十一条）

第四章 財産目録（第二十二條―第二十五條）

附則

第一章 総則

（社会福祉連携推進法人会計の基準）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）を受けた一般社団法人（以下「社会福祉連携推進法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿（法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十条第一項に規定する会計帳簿をいう。以下同じ。）、計算書類（法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第一項に規定する貸借対照表並びに同条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録（法第三百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 社会福祉連携推進法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

（会計原則）

第二条 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

一 計算書類は、資産、負債及び純資産の状態並びに純資産の増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示すること。

二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。

三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

（総額表示）

第三条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

（金額の表示の単位）

第四条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

第二章 会計帳簿

（会計帳簿の作成）

第五条 会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（資産の評価）

第六条 資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付すことができる。

4 受取手形、事業未収金、貸付金等の債権については、回収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に回収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第二十条第一項第八号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

（負債の評価）

第七条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一 賞与引当金

二 退職給付引当金

三 役員退職慰労引当金

（純資産）

第八条 基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条の規定に基づく基金（同法第四百一条の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額を計上するものとする。

2 代替基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百十四条の規定に基づく代替基金の金額を計上するものとする。

3 積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉連携推進法人が理事会の議決に基づき積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章 計算関係書類

第一節 総則

（社会福祉連携推進認定を受けた日の貸借対照表）

第九条 法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第一項の規定により作成する貸借対照表は、社会福祉連携推進認定を受けた日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号に掲げるものとする。

（各会計年度に係る計算書類）

第十条 各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書（損益計算書内訳表を含む。以下同じ。）

（会計の区分）

第十一条 計算書類の会計の区分は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める内容とする。

一 社会福祉連携推進業務会計 法第二百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務に関する会計

二 その他の業務会計 法第三百三十二条第三項に規定する社会福祉連携推進業務以外の業務に関する会計

三 法人会計 前二号に掲げるもの以外に関する会計

2 社会福祉連携推進業務会計は、法第二百二十五条各号に掲げる業務の種類ごとに区分するものとする。

第二節 貸借対照表

（貸借対照表の内容）

第十二条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（貸借対照表の区分）

第十三条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

2 純資産の部は、基金、代替基金、積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

（貸借対照表の様式）

第十四条 貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

第三節 損益計算書

（損益計算書の内容）

第十五条 損益計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（損益計算の方法）

第十六条 損益計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

2 損益計算を行うに当たっては、複数の業務に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該業務に配分するものとする。

（損益計算書の区分）

第十七条 損益計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

一 サービス活動増減の部

二 サービス活動外増減の部

三 特別増減の部

四 純資産増減の部

(損益計算書の構成)

第十八条 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。

2 前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であつて経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

3 損益計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

4 前条第三号に掲げる部には、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。

5 損益計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を税引前当期活動増減差額として記載し、当該税引前当期活動増減差額から法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税の負担額を控除した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

6 前条第四号に掲げる部には、基金、代替基金、積立金並びに繰越活動増減差額の増減及び残高を

記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を当期末純資産残高として記載するものとする。

（損益計算書の様式）

第十九条 損益計算書の様式は、第二号第一様式及び第二様式のとおりとする。

第四節 計算書類の注記

第二十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉連携推進法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四 社会福祉連携推進法人で採用する退職給付制度

五 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残高のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

六 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

七 法第四百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額

八 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

九 関連当事者との取引に関する事項

十 重要な偶発債務

十一 重要な後発事象

十二 社員との取引の内容

十三 基金及び代替基金の内容

十四 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 前項第九号の「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉連携推進法人の常勤の役員として報酬を受けている者

二 前号に掲げる者の近親者

三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四 支配法人（当該社会福祉連携推進法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他

の法人をいう。第六号において同じ。）

五 被支配法人（当該社会福祉連携推進法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）

六 当該社会福祉連携推進法人と同一の支配法人をもつ法人

3 前項第四号及び第五号の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、社員総会等の意思決定機関の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）

二 一の法人の職員

4 第一項各号に掲げる事項を注記する場合に用いる様式は、厚生労働省社会・援護局長（以下「社会・援護局長」という。）が定める。

第五節 附属明細書

第二十一条 各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一 固定資産明細書

二 引当金明細書

三 資金収支明細書

四 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書

2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

3 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

第四章 財産目録

（財産目録の内容）

第二十二条 財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉連携推進認定を受けた日における財産目録にあつては、当該日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（財産目録の区分）

第二十三条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。

（財産目録の金額）

第二十四条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

（財産目録の様式）

第二十五条 財産目録の様式は、社会・援護局長が定める。

附 則

この省令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

社会福祉連携推進法人名

貸借対照表

令和 年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				事業未払金			
有価証券				その他の未払金			
事業未収金				支払手形			
未収金				社会福祉連携推進業務短期借入金			
未収収益				短期運営資金借入金			
受取手形				役員等短期借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期借入金			
立替金				1年以内返済予定設備資金借入金			
前払金				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
前払費用				1年以内返済予定リース債務			
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金				1年以内返済予定役員等長期借入金			
社会福祉連携推進業務短期貸付金				1年以内支払予定長期末払金			
仮払金				未払費用			
その他の流動資産				未払法人税等			
貸倒引当金	△×××	△×××		未払消費税等			
				預り金			
				職員預り金			
				前受金			
				前受収益			
				仮受金			
				賞与引当金			
				その他の流動負債			
固定資産				固定負債			
土地				社会福祉連携推進業務長期借入金			
建物				設備資金借入金			
構築物				長期運営資金借入金			
機械及び装置				リース債務			
車輛運搬具				役員等長期借入金			
器具及び備品				繰延税金負債			
建設仮勘定				退職給付引当金			
有形リース資産				役員退職慰労引当金			
減価償却累計額	△×××	△×××		長期末払金			
権利				長期預り金			
ソフトウェア				その他の固定負債			
無形リース資産							
投資有価証券							
社会福祉連携推進業務長期貸付金				負債の部合計			
積立資産				純 資 産 の 部			
差入保証金				基金			
長期前払費用				代替基金			
繰延税金資産				積立金			
その他の固定資産				次期繰越活動増減差額			
貸倒引当金	△×××	△×××		(うち当期活動増減差額)			
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

(作成上の留意事項)

・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

社会福祉連携推進法人名

損益計算書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	受取会費			
	業務収益			
	経常経費寄附金収益			
	その他の収益			
サービス活動収益計(1)				
費用	人件費			
	事業費			
	事務費			
	減価償却費			
	貸倒損失額			
その他の費用	貸倒引当金繰入			
	その他の費用			
サービス活動費用計(2)				
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金			
	有価証券評価益			
	有価証券売却益			
	投資有価証券評価益			
その他のサービス活動外収益	投資有価証券売却益			
	積立資産評価益			
サービス活動外収益計(4)				
費用	支払利息			
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	投資有価証券評価損			
	投資有価証券売却損			
その他のサービス活動外費用	積立資産評価損			
	その他のサービス活動外費用			
サービス活動外費用計(5)				
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減差額(7)=(3)+(6)				
特別増減の部	収益			
	設備整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額			
	固定資産売却益			
その他の特別収益				
特別収益計(8)				
費用	資産評価損			
	固定資産売却損・処分損			
	災害損失			
	その他の特別損失			
特別費用計(9)				
特別増減差額(10)=(8)-(9)				
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)				
法人税、住民税及び事業税(12)				
法人税等調整額(13)				
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)				
純資産増減の部	基金	前期基金残高(15)		
		基金受入額(16)		
		基金返還額(17)		
		当期末基金残高(18)=(15)+(16)-(17)		
	代替基金	前期代替基金残高(19)		
		代替基金計上額(17)		
		当期末代替基金残高(20)=(19)+(17)		
	積立金	前期積立金残高(21)		
		積立金取崩額(22)		
		積立金積立額(23)		
		当期末積立金残高(24)=(21)-(22)+(23)		
	次期繰越活動増減差額	前期繰越活動増減差額(25)		
		当期活動増減差額(14)		
		当期末繰越活動増減差額(26)=(25)+(14)		
		積立金取崩額(22)		
		積立金積立額(23)		
		次期繰越活動増減差額(27)=(26)+(22)-(23)		
		当期末純資産残高(28)=(18)+(20)+(24)+(27)		

(作成上の留意事項)

・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

[illegible]

[illegible]

純 資 産 増 減 の 部	基 金	前期基金残高(15)										
		基金受入額(16)										
		基金返還額(17)										
		当期末基金残高 (18)=(15)+(16)-(17)										
	代 替 基 金	前期代替基金残高(19)										
		代替基金計上額(17)										
		当期末代替基金残高 (20)=(19)+(17)										
	積 立 金	前期積立金残高(21)										
		積立金取崩額(22)										
		積立金積立額(23)										
		当期末積立金残高 (24)=(21)-(22)+(23)										
	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	前期繰越活動増減差額(25)										
		当期活動増減差額(14)										
		当期末繰越活動増減差額 (26)=(25)+(14)										
		積立金取崩額(22)										
		積立金積立額(23)										
		次期繰越活動増減差額 (27)=(26)+(22)-(23)										
		当期末純資産残高 (28)=(18)+(20)+(24)+(27)										

(作成上の留意事項)

- ・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。
- ・本様式の会計の区分については、社会福祉連携推進業務のうち実施していない業務に係るものは省略することができる。また、単一の社会福祉連携推進業務のみ実施している場合には、共通に係る区分を省略することができる。